

第 17 号議案

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 23 年 2 月 22 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 11 年足立区条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 59 条の 2 中「第 8 項」を「第 9 項」に改める。

付 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴い規定を整備する必要があるため、この条例案を提出いたします。